

税務相談室

医療法人の性格・設立 及び課税上の取扱い

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

質問

個人病院を医療法人にしようと計画しています。①医療法人とはどのような法人をいうのでしょうか、②その設立の手続きはどうするのか、③また一般の法人と課税方法がどう違うのか、お教え下さい。

回答①

医療法人は医療法により設立された法人で、公益法人と営利法人の中間的性格の法人です。

昭和60年12月に医療法の改正が行われ、医療法第39条は「病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は老人保健施設を開設しようとする社団または財団は、この法律の規定により、これを法人とすることができる。前項の規定による法人は医療法人と称する」と改められ、いわゆる「一人医師医療法人」が認められることとなりました。

しかし、この改正は医療法人の性格まで改めたものではなく、医療法人とは、病院又は医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所を開設することを主たる目的として、医療法の規定によって設立された社団または財団であるということには変わりありません。

したがって、同第40条において、「医療法人でない者は、その名称中に医療法人という文字を用いてはならない」と規定されているわけです。

ところで、法人である以上一般の法人の場合と特に変わるところはありませんが、会社法上の会社のような営利法人とは区別されて剰余金の配当が禁止されており、また民法上の公益法人のような公益性についても、病院又は一定規模以上の診療所の経営を主たる目的とすること以外に特に要求されてはおりません。

つまり、医療法人には私人経営として積極的な社会的公共性が要求されているわけではなく、さりとて、利潤分配が営利法人のゆえんであるとしますと、完全営利性が否定されている面も有しています。

したがって、医療法人とは、公益法人でもなく、一般の営利法人でもないという点で、両者の中間的

な性格を有している法人ということができるようです。

回答②

医療法人を設立するには、定款、寄付行為の作成、設立認可申請手続及び登記手続等が必要です。

医療法人を設立するためには都道府県知事の認可を受けなければなりません。この認可は①開設する病院、診療所又は介護老人保健施設に必要な施設、又はこれに要する資金を有しているかどうか、②定款の内容が法令に違反していないかどうかを審査して認可されます。

北海道に設立認可申請をする場合は、定款又は寄付行為の他に次の書類等が必要です。

1. 開設する診療所の概要
2. 財産目録
3. 出資に関する書類
4. 建物の賃貸関係書類
5. 設立後の2年間の事業計画及び予算
6. 役員に関する事項
7. 申請前2年間の個人（開設者）の事業情報
8. その他

申請が認可されましたら、保健所・社会保険事務局等で必要な手続をし、法務局に法人設立の登記をすると「医療法人」の誕生です。

回答③

医療法人に対する法人税課税は、原則として一般の普通法人と同様に取り扱われます。

法人税法は、法人を公共法人等、公益法人等、協同組合等、人格のない社団等及び普通法人に区分し、それぞれの課税制度を採用しています。

例えば、公共法人は非課税法人とされ、公益法人及び人格のない社団等は、法人税法上の収益事業に該当するものを除いて非課税措置を受けています。

ところで、医療法により設立される医療法人は、上記の法人税法上の区分によるならば、普通法人に当ることとなります。医業の社会的・公共的性格に鑑みれば、公益法人に当るのではないかと考えられるのですが、公益法人とは、民法第34条によって設立された法人等、法人税法別表第2に掲げる法人をいいますから、医療法に基づいて成立する医療法人が含まれないことは明らかです。

したがって、医療法人にあっては、法人税法上は一般の営利法人と全く同一に取り扱われており、租税特別措置法第67条の2に該当する、いわゆる特定医療法人のみが、公益法人の収益事業と同じ法人税率で課税されるに過ぎません。

法人税率は、次のとおりです。

出資金1億円以下の法人		
所得金額	800万円以下	22%
	800万円超	30%
特定医療法人		22%